

しょう しゃ
障がい者のための

ひとりぐ ため たいけん
一人暮らしのお試し体験

め むろ ちょう
芽室町

しょう しゃようせいかつたいけんじゅうたく
障がい者用生活体験住宅



芽室町障がい者用生活体験住宅とは？

「芽室町障がい者用生活体験住宅」とは、将来一人暮らしを希望する働く障がい者向けの一人暮らしのお試し体験住宅です。一人暮らしに必要な家具・家電は一通り揃っていますので、調理や洗濯、掃除などを体験し、一人暮らしのイメージを膨らませていただくことができます。

●住宅の場所 芽室町東2条南5丁目1番地2 （1階建て3LDKの住宅）

※1階建て3LDKの住宅が2戸並んでおり、そのうちの1戸。隣接した1戸には、体験期間中の相談役となる職員が居住します。

※バリアフリー住宅ではないため、車いすの利用には対応していません。

●対象者

- ①グループホームや民間アパート等で一人暮らしを希望する町内在住の働く障がい者
- ②芽室町での生活を希望する町外在住の働く障がい者

●利用可能期間 原則1回につき1か月以内の期間（複数回の利用も可能）

●定員人数 1人～3人まで

●使用料 1日あたり300円（光熱費の実費相当分として。食費は実費です）

●使用方法

使用する日の3週間前までに障がい福祉係へ申請してください。利用にあたっての面談等を事前に行い、利用可能と認められた場合には、利用していただけます。

住宅の使用を開始する前に、個々のニーズに応じた計画を立てて、その計画に基づいて、生活をしてもらいます。基本的には、将来の一人暮らしを目指す場となりますので、こちら側から助言や援助はしませんが、求められた場合には、使用者の希望や悩み、心配ごとなどについて、相談・助言・援助等を行います。

日中、一般企業や就労系サービス事業所へ通いながら、朝・晩を住宅で生活することで、一人暮らしのイメージを膨らませていただき、将来の生活スタイルについて考えるきっかけにしたいと思います。

利用の流れ

① 利用予約

- ・使用者…電話・メール等で希望日時・使用人数等を町へ連絡。
- ・町…空き状況の確認・利用条件等の説明

② 利用申請

- ・町の担当者と電話・メール使用申請書、使用者の障害者手帳の写し、使用者の住民票の提出（町外在住者のみ）

③ 面談

- ・使用者・町…電話・メール・直接等で将来の生活イメージや目標等について聞き取り調査をする。住宅を利用する際の注意点やルール等についても確認する。



④ 利用許可

- ・町…面談の内容を考慮し、利用を認める場合は使用許可書を使用者へ送付する。

⑤ 利用開始

- ・使用者…入居時間を予め調整し、使用許可申請書と身分証明書を持参し、あいあいで面会。
- ・町…現地へ案内、使用上の注意等説明後、鍵を渡す。

⑥ 利用終了

- ・町・使用者…退去時間を予め調整し、現地確認、鍵を返却する。清掃・備品点検をする。

⑦ 利用料の納付

- ・町…利用料の納付書とアンケート用紙を送付する。
- 使用者…アンケートを記入し、返信用封筒で返送する。納付書を使用して、金融機関で利用料を払う。



1日の生活の流れ

朝

起床・洗面・食事・身支度等、朝起きてから出勤までを自分で体験してみます。



昼

一般企業や就労系サービス事業所など、日中活動の場へ出かけます。



夜

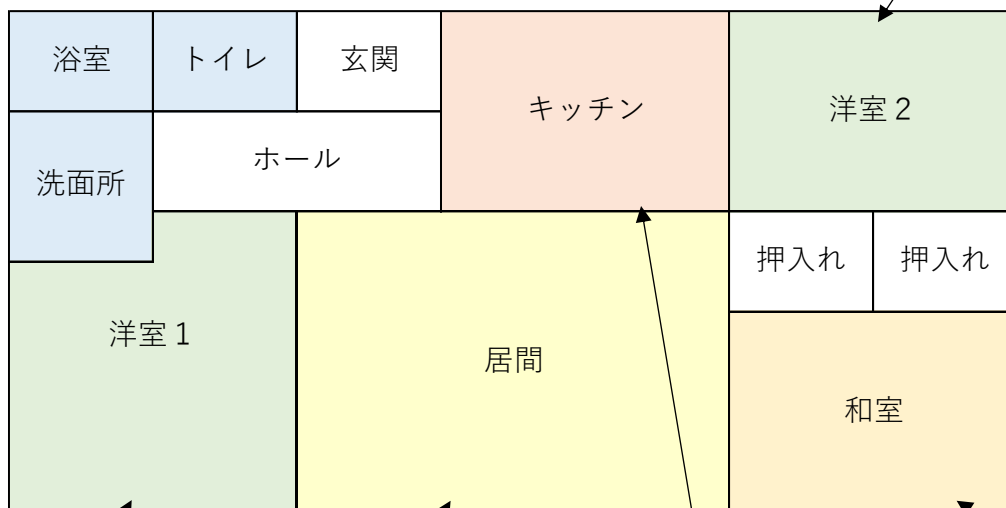
掃除、洗濯、食事、入浴、就寝など、帰宅から就寝までを自分で体験してみます。



住宅について



<レイアウト>



交通アクセス



引用…yahoo! JAPAN 地図

芽室駅より徒歩 15 分、保健福祉センターあいあい 21 より徒歩 15 分
コンビニ（セブンイレブン）まで徒歩 5 分

「住宅に住んでみたい」、「話だけでも聞いてみたい」という方、対応窓口の障がい福祉係までご連絡ください。見学も随時受け付けています。

お問い合わせ

芽室町障がい者用生活体験住宅

〒082-0052

北海道河西郡芽室町東 2 条南 5 丁目 1 番地 2

対応窓口

芽室町役場保健福祉課障がい福祉係

〒082-0014

北海道河西郡芽室町東 4 条 4 丁目 5 番地

TEL 0155-62-9724 FAX 0155-62-0121

メール h-fukushi@memuro.net

